

## 令和3年度第2回清瀬市廃棄物減量等推進審議会（要旨）

日 時：令和3年10月4日（月） 午前10時～

場 所：清瀬市役所2F 市民協働ルーム

出席委員 馬場会長、尾崎副会長、芦澤委員、金子委員、加藤委員、小畑委員、  
阿久津委員、横山委員、有戸委員、大槻委員、織田委員  
恩田委員（12名）

欠席委員 小糸委員、（1名）

### 会議次第

1. 開 会
2. 事務局から報告
3. 議 題
  1. 令和3年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）について
  2. 一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について
  3. 災害廃棄物処理計画（骨子案）について
  4. その他
4. 閉 会

### 配布資料

- ・ 資料 1-1 一般廃棄物処理基本計画について
- ・ 資料 1-2 一般廃棄物処理基本計画（骨子案）
- ・ 資料 2-1 災害廃棄物処理計画について
- ・ 資料 2-2 災害廃棄物処理計画（骨子案）
- ・ 令和3年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録（要旨）
- ・ 令和3年度第2回清瀬市廃棄物減量等推進審議会について

## 審議経過

### 1 開会

### 2 事務局から報告

事務局より配布資料についての確認。

### 3 議題

#### (1) 令和3年度第1回廃棄物減量等推進審議会議事録(要旨)について

##### 【事務局】

令和3年度第1回廃棄物減量等推進審議会要旨について説明。

##### 【会長】

異議などないため、議事録については承認とさせていただきます。

#### (2) 一般廃棄物処理基本計画(骨子案)について

##### 【事務局】

株式会社エイト日本技術開発より、資料 1-1 『一般廃棄物処理基本計画について』にもとづき、下記の内容を説明。

- ① 計画策定の背景
- ② 計画策定の目的
- ③ 廃棄物発生量の推計
  - ・ 将来人口推計
  - ・ 将来廃棄物量の推計方法
  - ・ 現状施策を継続した場合の廃棄物量の予測
- ④ 目標の設定
  - ・ 前回計画の目標達成状況
  - ・ 国・都、関係組合の目標の達成状況について
  - ・ 目標の設定
- ⑤ 目標を達成する場合の廃棄物量予測
  - ・ 目標を達成する場合の廃棄物量予測
  - ・ 目標達成状況

⑥ ごみ処理基本計画

- ・ ごみ処理の基本方針
- ・ 減量化・資源化計画
- ・ 収集・運搬計画
- ・ 中間処理計画
- ・ 最終処分計画
- ・ その他の計画

【会長】

ただいま一般廃棄物処理基本計画（骨子案）について説明がありましたが、資料のページ数なども多いため、まず資料内容について確認や質問をした上で、委員の皆様の議論を中心に進めていきたいと思えます。まずは資料について、特に数値等でご意見等がある方がいらっしゃればお願いします。

【委員】

新しい計画について検討をする前に、現在の計画が大幅に未達成であることを認識する必要があると思えます。原因・分析等はしているのでしょうか。現在の目標を達成できなかった原因を解明しないと、新しい計画も未達成で終わってしまいます。

【事務局】

平成 30 年度までは前回計画の目標値を達成していましたが、令和元年度からごみ排出量が増加してしまいました。市としては、循環型社会の構築のために、小型家電やインクカートリッジの分別収集、小型家電の再利用のための分別収集等の周知・徹底を図っていました。

コロナ禍等の影響がなかった場合は、平成 30 年度以降もごみが減少するという見方でしたが、コロナ禍の影響により不燃・粗大ごみが増加しているという状況であります。

以上を踏まえたうえで、前回計画の目標を継続するのか、製品プラスチックの分別収集等の社会情勢を踏まえて新たな目標を設定するのか等考えられると思えます。

【委員】

平成 30 年度までの流れであれば目標を達成することが可能であったならば、そのような文言を計画に記載していただきたいです。未達成である

ならば、その原因について資料の中で言及していただきたいです。

#### 【会長】

今の内容についてですが、P.7 の家庭系ごみの一人当たりの排出量についてが市民が一番取り組むべきところになり、最も議論すべき内容であると思います。

表 3-3 を見ると平成 28 年から平成 30 年までは着実に減少しており、コロナウイルスの影響があったことはよくわかります。しかし、この先の予測値が上昇し続けている結果になっているのは、どういった予測を立てられてこの結果になっているのでしょうか。

#### 【事務局】

家庭系ごみ排出量原単位の推計をするにあたり 2 つの考え方があります。1 つ目は、令和 2 年度の家庭系ごみ排出量原単位をコロナ禍の影響を受けた異常値であるとして、推計の対象外にする、という考え方です。2 つ目は、今後もコロナ禍の生活様式が当分継続すると仮定し、令和 2 年度の値も含めて推計を行う、という考え方です。今回の推計では後者の考え方を採用し、令和 2 年度の増加した値も含めて推計を行っているため、令和 3 年度以降の家庭系ごみ排出量原単位が増加するという結果になっています。

また、清瀬市では家庭系ごみの排出量原単位は平成 30 年度にかけて減少していますが、他自治体では増加しているケースも見られます。これは、核家族化等により、1 世帯当たり人員が減少していることが原因の 1 つとして考えられます。この傾向が今後も続いた場合、令和 3 年度以降の家庭系ごみ排出量原単位が増加することも考えられます。

#### 【委員】

私の家庭では、1 日当たりの家庭ごみ排出量を 400 g/人/日を維持していた時があります。しかし、コロナ禍の影響等で、旅行や娯楽等に利用していたお金を食品に充てることにより食料品の購入量が増え、食べきれない分を廃棄してしまう、ということがありました。このように、人はごみ減量の意識が一時的に高まったとしても、時間がたつにつれて、ごみ減量の意識が徐々に薄くなってしまふことがあると思います。こういったことを防ぐために、P. 15 に記載されているような意識向上、情報提供といった施策を強化していただきたいと思います。

### 【会長】

今の啓発活動については、P.15にある減量化・資源化計画の意識向上の部分で反映していただければと思います。

令和2年度において戸別収集の実施や手数料改定を行っていますが、これらの施策の効果判定は1年も経っていない現状では困難です。データが揃えば、それを基に新たな対策を本審議会でも検討できると思います。

### 【委員】

可燃ごみが増えた原因の一つとして剪定枝の収集が変更になったことがあると思います。以前はペットボトル排出かごの横に排出できましたが、現在は申し込み制に変わっています。その結果可燃ごみの袋に入れて出している人が増えています。今までやっていたサービスを縮小すると、減量化にはつながらないと思います。

### 【事務局】

剪定枝について、以前の収集体系では本来剪定枝として回収が出来ない棘付きのものや毒性のあるものが多く排出されてきました。その為、分別をしっかりと行っていただくため申し込み制へと変更しています。以前の収集体系でも、アサガオやあじさい等の資源化できないものに関しては、回収後分別をして可燃ごみとして処理を行っていました。可燃ごみの排出量としては18t減少しているので、資源化は図れてきていると判断しています。

### 【会長】

収集方法が変更されたことや、変更された経緯を市民に対して情報提供する、という形での改善の余地はあると思われれます。

### 【委員】

先ほどの表の3-3に掲載されている数字を見ると平成30年度までは確かに減少しており、事務局の説明にもあった施策の効果が数字へ反映されています。消費税やコロナウイルスの影響で、令和元年度以降に排出量が増加傾向にある中で、令和3年度以降の生活スタイルは私も元には戻らないのではないかと考えています。大手企業等でテレワークの導入が進む中、一人当たりの排出量に大きな変化がない場合でも、職場先で排出

していたごみが清瀬の自宅で捨てられる等、行政区内でのカウントの違いで排出量が増えているケースもあると考えられます。これは資源化率においても同じです。今後の推計については推測が難しいところですが、仮説を立てた上で数年間実施し、結果を基に新たに見直しが可能なのであれば、一番適当であると思います。

#### 【会長】

議論があったようにコロナウイルスがどこまで影響をし続けるかは現状の1年半ほどのデータではわかりません。ただ現在の状況を基に当初の計画は策定するしかありません。長期的には都度都度見直しが入るはずですが、現状においても達成が不可能な目標を設定しても無意味です。P.13の表5-2に掲載されている数値を見ると、予測値と比較をした場合かなり厳しい目標になるのではと思いましたが、委員の皆様はどうでしょうか。

#### 【委員】

私は、目標値は下げるべきではないと考えます。その目標を達成するために、どのように行政のサービスを改善するか、市民にどう知らせるのが重要であると思います。

#### 【会長】

これまで減量の努力をしていただき、結果として出ていましたが、現代社会においてごみの排出をしないことは不可能です。現状としてはまだ減量の余地があるという段階ですが、先ほども述べた通り厳しすぎる目標を設定した、市民の協力を得られないといったことが起こると、この会議が無意味となってしまいます。表5-5については、令和18年度までで15%削減をすると370.8g/日になるということによろしいですか。

#### 【事務局】

その認識で問題ありません。可燃や不燃ごみとして出してしまっている資源物を、資源物として排出することにより家庭ごみ原単位は減少すると思われまます。

#### 【委員】

高齢化社会において、おむつの排出量が増加しているのではないかと思います。現在無料で収集をしてもらっていますが、おむつは水分を含む

ため、重量が重くなります。おむつの割合はどれくらいなのでしょう。おむつ等のごみとしての排出が避けられないものも多くあります。

#### 【事務局】

おむつの重量については、おむつのみの計量が出来ないため、データとしてはありませんが、市として無料収集は継続予定です。可燃ごみに関しては令和2年度も減少しており、当面の課題は不燃ごみと粗大ごみ、容器包装プラスチックの削減についてとなります。容器包装プラスチックについては、資源化促進を目的とし、価格改定の際も値段を据え置きにしましたが、電池や製品プラスチックなどの不適合物の混入が非常に多くなっています。処理工場で全て分別をすることは困難であり、国が指定した施設へと搬入を行う際に、基準が悪い場合は搬入停止などのペナルティが課せられます。

コロナ禍の影響で、令和2年度は出前講座等を実施できませんでしたが、ホームページやアプリで周知を行っており、今後も減量へ向けての施策を検討しないとはいけません。

#### 【事務局】

おむつについての補足ですが、大手メーカーで資源化が出来ないか検討をされています。内容が周知され次第、市でも対応を検討致します。また、容器包装プラスチックについてですが、医療系の廃棄物も含まれています。その為、介護支援施設やヘルパー、訪問看護の先生等にも分別の周知を図っています。

市ではふれあい収集を実施しているため、横のつながりからもお願いをしています。自宅で過ごされている方への周知は市報やHP.等、媒体が限られてしまうので、病院や薬局などでも周知出来るよう対応を検討致します。

#### 【委員】

周知は難しい問題であり、ルールの徹底には罰則を設けるのが一番効果があるところではありますが、逆にうまくできた部分はほめることも必要であると思います。そういったことを踏まえて、行政でできる手段もご検討いただければと思います。

#### 【委員】

計画を立てるにあたって、どのような対策をしてどのような成果を求

めるかを数値化されないと難しいと思います。公表できない部分については、内部目標として本会議などで進捗状況を共有していただきたいです。他の自治体では紙類の資源化等について実際に数値を出して公表をしているところもあります。清瀬市でも同様な活動をしてもらいたいと思います。

**【会長】**

施策によるごみ減量効果を知ることは、市民のごみ減量に対するモチベーション向上につながると思います。

**【事務局】**

2月15日号にごみの特集をするので、施策によるごみ減量効果をそこで掲載したいと思います。

清瀬市が実施している施策としては、コロナ禍の影響により家電の排出が増えていることから、リネットジャパンと協定を結び、自宅で不要になったP.Cを回収する際に無料で小型家電も回収する、という取り組みを行っています。こういった施策も含め、ごみの特集などで周知を図っていきます。

**【委員】**

話は変わりますが、新庁舎にごみ減量推進課の窓口はありますか。

**【事務局】**

組織改正によりごみ減量推進課ではなく、環境課の窓口にて対応するという形になります。

また、ごみの問題については、本庁と下宿にある清掃事務所で対応しています。

**【委員】**

環境課では一般市民はごみの係かどうか分からないと思います。

**【事務局】**

環境課のごみ減量推進係で対応しており、下宿の清掃事務所と本庁3階の2拠点で対応をしております。ごみの問題といえば、庁舎の案内等でも環境課を案内していただいております。

**【委員】**

先ほどの特集を組む時の際などに新庁舎での対応先は 3 階の環境課であると周知をするといいと思います。

**【委員】**

他自治体で実施された施策のうち、減量や節税効果などの実績データがあるものはその効果も含めて市民に周知できると思うので、ぜひお願いしたいです。

**【委員】**

医療系の廃棄物の話が先ほど出ましたが、医療系の製品を医療機関で販売した際には、使用したのちの医療系の廃棄物は医療機関に持ってきていただくよう伝えています。医療系の廃棄物は家庭系ごみと処理ルートが全く異なるため、決められた方法で排出しなければなりません。医療系の廃棄物が家庭系ごみに排出されてしまうというのは、市の啓発だけではなく、市民のモラルにも問題があると思います。

**【会長】**

排出方法の周知だけでなく、危険があるので特殊な処理が必要であり、分別をして排出をしなければならないという感覚も養ってもらうことも必要かもしれません。

**【委員】**

分別の啓発についてですが、清瀬市で分別を始めた当初は分別をできていない世帯が多くありました。しかし、市民と市の職員の方々が協力することにより徐々に分別の意識が浸透していきました。アプリ等だけではなく、職員の方々が直接的に熱意をもって市民と接していただけることにより、分別の意識が高くなるように感じます。

**【会長】**

今回の話を加味して事務局では再検討を行っていただきたいと思えます。追加の意見は後日郵送される意見書を使っていただきますようお願い致します。議論が尽きないところですが、時間の関係もありますので次

の議題へ移りたいと思います。

### (3) 災害廃棄物処理計画（骨子案）について

#### 【事務局】

株式会社エイト日本技術開発より【事務局】

資料 2-1 『災害廃棄物処理計画について』にもとづき、下記の内容を説明。

- ① 計画策定の目的
- ② 計画の位置づけ
- ③ 災害廃棄物処理の基本方針
- ④ 対象とする災害と被害想定
  - ・ 地震
  - ・ 風水害
- ⑤ 災害廃棄物の種類
- ⑥ 災害廃棄物量の推計
  - ・ 地震による廃棄物発生量
  - ・ 風水害による廃棄物発生量
  - ・ 避難所ごみ量
- ⑦ 災害廃棄物の処理の流れ
- ⑧ 災害廃棄物の処理・処分方法
  - ・ 災害廃棄物の種類別処理フロー
  - ・ 処理スケジュール
  - ・ 処理の優先順位
- ⑨ し尿発生量の推計
- ⑩ し尿の収集運搬体制
  - ・ し尿、浄化槽汚泥等の収集運搬
  - ・ 簡易トイレの収集運搬
- ⑪ し尿の処理・処分方法

#### 【会長】

ただいまの説明についてご意見などある方いらっしゃいますか。

#### 【委員】

規模にもよりますが、基本的に災害廃棄物はというものは膨大な量に

なります。避難所からの災害廃棄物の搬出の際など、指示系統がしっかりしておらず、処理の許容範囲を超えた処理場へ搬出が続いたケースもありました。他のケースでは善意で寄贈された本などの保管場所がないといった問題もありました。そういった過去を踏まえて指示系統を明確にしていいただければと思います。

#### 【会長】

緊急事態対応の原則は最大規模の被害想定だと思います。大きな災害が起きた際は、処理場側も大きな損害を受けている恐れもあります。そういった場合でも災害廃棄物を処理できる計画は存在するのでしょうか。

#### 【事務局】

基本的に地域防災計画で定められた計画となります。国や東京都、民間企業との連携を図っていく中で、発災と同時に事務手続きは始まるようになっていきます。東京都から各自治体に情報が提供され、契約を行い、すぐに収集運搬を開始するようになります。

#### 【委員】

この問題は自治体だけの力では限界があります。他市も含めて広範囲が被害を受けている中、広範囲での廃棄物処理の連携が必要になるのですが、23区と比較して多摩地域間の連携はあまりとれていないのが現状です。既に被災された地域の意見などを環境省で持っているはずなので、過去の事例を参考に連携の取り方を考える必要があります。幸いにも清瀬はまだ大きな被災をしていませんが、本当に大変な問題です。

#### 【会長】

これにて第2回審議会を終了いたします。次回の審議会は、11月下旬を目途に考えています。また、本日の審議会を踏まえた委員様からの質問・意見については書面形式で受け付けています。事務局より、質問用紙、及び本日の説明内容の概略を明日送付いたします。質問の受付期限は10月18日（月）必着とします。本日は長時間にわたるご審議、お疲れ様でした

## 6 閉会